

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C事業所（以下「事業場」という。）において調理補助等の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、事業場の洗い場で食器洗いの作業を行っていた際に、排水口から勢いよく噴出した水を浴びてしまい、そのまま意識を失ったという。請求人は、同日、D医療センターに救急搬送され、「左被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長がこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、平成〇年〇月〇日付けE医師作成の意見書及び平成〇年〇月〇日付けF医師作成の意見書から、当審査会も、請求人は平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会においても、その取扱いを妥当なものとする。

(3) そこで、認定基準に基づいて本件を検討すると、次のとおりである。

ア 異常な出来事について

請求人が、発症直前から前日までの間、業務上において異常な出来事に遭遇した事実は認められない。請求人は、排水溝の栓を開けた際に、突然、水が勢いよく鉄砲水のように噴き出し、左目にあたり、顔面に水をかぶったとして、当該出来事を異常な出来事として主張しているものであるが、「通常の業務遂行過程においては遭遇することがまれな事故又は災害等で、その程度が甚大であった」とはいえず、「異常な出来事」には該当しない。

イ 短期間の過重業務について

本件疾病発症前1週間の業務従事状況については、決定書理由に説示のとおり、通常勤務であって時間外労働はなく、特に過重な負担があったとは認められない。

ウ 長期間の過重業務について

本件疾病発症前6か月間の業務従事状況についても、決定書理由に説示のとおり、時間外労働時間は認められないことから、発症前1か月間に特に著

しいと認められる長時間労働に従事したとはいえず、また、発症前2か月ないし6か月にわたって、著しいと認められる長時間労働に継続的に従事したとは認められない。

(4) 上記のとおり、請求人の本件疾病は認定基準の定める対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、請求人の本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(5) なお、請求人は、転倒した際に頭部を打ったことも主張するが、認定基準は負傷に起因するものを除外しているため、念のため、頭部打撲と本件発症の因果関係についても検討する。

E医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書で要旨、「請求人の申し立てる頭部打撲と本件疾病との医学的因果関係は特になし。」と述べている。当審査会も一件記録について改めて検討したが、E医師の意見は妥当であり本件疾病は負傷に起因する脳血管疾患には当たらないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。